

7 小児がん

(現状)

小児がんは、成人のがんと異なり生活習慣と関係なく、乳幼児から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症し、希少で多種多様ながん種からなる。

本県の小児がん患者の数は少なく（平成23年度におけるがんによる小児慢性特定疾患受給者は65名）、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていないことが懸念されている。

また、強力な治療による合併症に加え、成長発達期の治療により、治癒した後も発育・発達障害、内分泌障害、臓器障害、性腺障害、高次脳機能障害、二次がん等の問題があり、診断後、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障を来すこともあるため、がん患者の教育や自立とがん患者を支える家族に向けた長期的な支援や配慮が必要である。

国においては、小児がん患者の数が限られている中、質の高い医療及び支援を提供するためには、一定程度の医療資源の集約化が必要であるとして、地域バランスも考慮し、全国で15の医療機関を小児がん拠点病院として指定したところである。

(課題)

小児がんに関する現状を示すデータが限られ、治療や医療機関に関する情報が少なく、心理社会的な問題への対応を含めた相談支援体制や、セカンドオピニオンの体制も不十分である。

(取り組むべき施策)

国による小児がん拠点病院の整備状況を踏まえ、小児がん拠点病院と県内の医療機関等との役割分担と連携が進むよう支援する。

また、がん患者が、発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるような環境を整備する。

二次がん等に対応できる長期フォローアップの体制、小児がん経験者の自立に向けた心理社会的な支援、小児がんに関する情報の集約・発信、診療実績等のデータベースの構築、コールセンター等による相談支援等については、国の検討を踏まえ、必要な施策を行う。

(個別目標)

定性目標

小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、国による小児がん拠点病院の整備、小児がんの中核的な機関の整備を踏まえた連携体制を整備することを目標とする。

8 がんの教育・普及啓発

(現状)

本県や市町村は、県民に対し、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣の改善について、正しい知識の普及を図るとともに適切な支援を行うなど、様々な健康教育や健康相談を実施しており、また、医療機関及び関係団体等により、市民講座等がんに関する様々な啓発活動が行われている。

また、各学校でも、学習指導要領に基づき、喫煙や飲酒の影響等、健康の保持増進及び疾病予防という観点から、がんを含めた生活習慣病の予防等について教育活動全体の中で理解できるよう指導を行っている。

(課題)

がんを含めた生活習慣病の予防についての啓発には取り組んでいるものの、がんそのものやがん患者に対する理解を深めるまでには至っていない。

がん患者を含めた県民に対するがんに関する知識の普及啓発は、様々な形で実施しているが、がんに対する正しい理解が必ずしも進んでいない。

指標	県央	県南	県西	県北	県計	全国
市町村による集団健康教育開催回数 (H22年度地域保健・健康増進事業報告)	759	133	462	481	1,835	145,945

(取り組むべき施策)

対象者ごとに指導内容・方法を工夫した「がん」教育の試行的取組や副読本の作成を進めるため、がん患者とその家族、がんの経験者、がん医療の専門家、教育委員会をはじめとする教育関係者、国、市町村等と協力する。